

令和8年度



コミュニティまつり助成申込み案内

仙台市内における町内会若しくは連合町内会又は実行委員会が主催して実施するコミュニティまつりの経費の一部を助成します。

●申込み期間

令和8年4月1日（水）から まつり実施日の1か月前まで

※4月にまつりを実施する場合は、上記の申込み期間に限らず受付をいたしますので、できるだけお早めに申込み願います。

●申込み方法

「コミュニティまつり助成金申込書」(別紙)に必要事項を記入のうえ、裏面の申込み先へ電子メールまたは郵便にてお送りください。(持参も可)

※ 当財団のウェブサイトからも、申込書の様式をダウンロードできます。

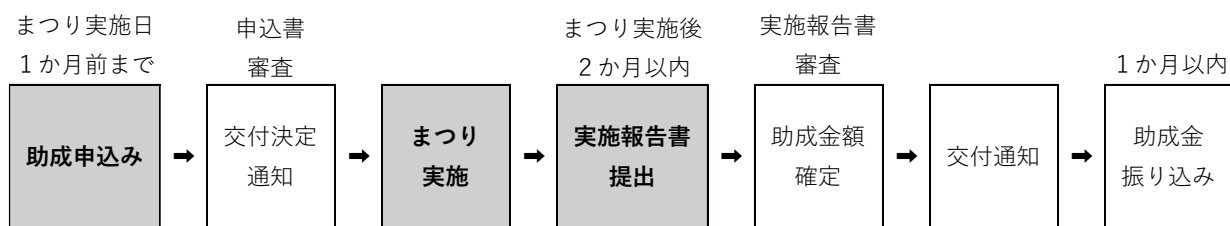
【助成申込み案内】はこちら →



◎助成金の振り込みは「まつり実施後」となります。(下記スケジュールをご覧ください。)

まつり実施後、2か月以内に実施報告書を提出していただき、その後、主催団体の銀行口座に助成金を振り込みます。なお、助成金の申込みは、まつり実施日の1か月前までとなります。

<申込みから振り込みまでのスケジュール>



1 助成の対象となる事業

助成の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の連帯，融和等を増進し，これを通して地域振興に寄与することを目的としているもの。 ● 誰でも自由に参加でき，参加に際しては無料であるもの。 <p>(1) 季節のまつり（例：春祭り・夏祭り・盆踊り・秋祭り等）</p> <p>(2) 活動の発表の場として行われる文化祭等 （但し，学校行事は除く）</p> <p>(3) その他理事長が，助成につき適当と認める催物</p>
-------	--

2 助成の対象とならない事業

助成の対象外	<p>(1) 催物への参加について，有料としているもの （例：有料のイベント）</p> <p>(2) 特定の個人，グループの交流・親睦等を目的とした催物（例：懇親会・敬老会・入学を祝う会）</p> <p>(3) 主に飲食等を目的とした催物（例：芋煮会・花見）</p> <p>(4) 政治・商行為等特定の目的のある催物 （例：後援会・マルシェ）</p> <p>(5) 寺社等の宗教に関わりのある催物 （例：どんと祭・寺社祭典）</p> <p>(6) 運動会等のスポーツ行事</p> <p>(7) 防災訓練・地域清掃・講習会などのみの催物</p> <p>(8) 財団以外の公共的団体から資金援助を受けている催物</p> <p>(9) その他理事長が，助成につき不相当と認める催物</p>
--------	---

3 助成金額

主 催	世 帯 数 (※1)	助 成 金 の 額
一の単位町内会	500世帯以下	34,000円
複数の単位町内会	501世帯以上 1,500世帯以下	36,000円
連合町内会 (※2)	1,501世帯以上	43,000円
実行委員会 (※3)	—	36,000円

※1 「世帯数」は，町内会が仙台市に報告している「町内会加入世帯数」とする。

※2 「連合町内会」とは，当該連合町内会を構成している全ての単位町内会が参加してまつりを主催する場合をいう。

※3 「実行委員会」とは，町内会以外の組織で，広く当該地域の市民を対象にまつりを実施することを目的として構成されたものをいう。（単位町内会等が主催する場合に，「何々まつり実行委員会」などの名称を用いても，実行委員会としては取り扱わない。）

4 審査結果の通知について

審査の結果、助成金の交付が決定しましたら、主催団体の代表者様あてに「コミュニティまつり助成金交付決定通知書」を郵送します。

不交付の場合には、審査後、「コミュニティまつり助成金不交付決定通知書」を郵送します。

5 実施報告

まつり実施後**2か月以内**に「コミュニティまつり実施報告書」（以下「実施報告書」という。）を財団総務課へ電子メールまたは郵送願います。

「実施報告書」の様式は、「コミュニティまつり助成金交付決定通知書」を郵送する際に同封します。また、（公財）仙台ひと・まち交流財団のウェブサイトから様式をダウンロードできます。

6 助成金の振込

助成金は「実施報告書」を受理後、審査のうえ、助成金の額を確定し、1か月以内にご指定の**銀行口座（※）**へ振り込みます。（助成金の額より支出総額が下回った場合は、支出総額が助成金額となります。）

なお、原則として**年度を越えて振り込みはいたしません**ので、お早目に「実施報告書」をご提出ください。また、主催団体の代表者様あてに「コミュニティまつり助成金交付通知書」を郵送します。

※銀行口座は、**口座名義に主催団体名が入っているものに限ります**。

7 悪天候等によりまつりが中止になった場合

中止になった場合は速やかに財団総務課にご連絡をお願いします。中止後の手続きについて、ご説明します。

8 印刷物などへの表示

助成の対象となったまつりについては、ポスター・チラシ・プログラム等の印刷物に、「**助成：（公財）仙台ひと・まち交流財団**」と表示くださいますようご協力をお願いします。

9 情報の公開

助成の対象となったまつりについては、内容（主催団体名、まつりの名称、助成金額等）をウェブサイト等で公表させていただきます。

10 助成金について

助成は予算の範囲内で行っているため、**予算の範囲を超えたときは交付できませんので、お早めに申込みください。**

助成金の交付は同一町内会等に対して、一年度につき一回限りとなります。

11 電子メールによる提出について

電子メールで「申込書」や「実施報告書」を提出する場合は、メールの件名に『コミュニティまつり助成金の申込（または報告）について』と記入し、PDF形式でご提出ください。

なお、メール受け取り後は、1週間以内に受付完了のメールをお送りします。受付完了のメールが届かない場合は、財団総務課までお問い合わせください。

申込み先・お問い合わせ先

公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団 総務課

【住 所】 〒980-0804

仙台市青葉区大町二丁目 12 番 1 号（戦災復興記念館 3 階）

【電 話】 022-268-5279（平日 9：00～17：00）

【F A X】 022-225-2791

【電 子 メール】 infodesk@hm-sendai.jp【ウェブサイト】 <https://www.hm-sendai.jp/>**財団のご案内****●法人概要**

法 人 名 称：公益財団法人仙台ひと・まち交流財団

所 在 地：宮城県仙台市青葉区大町二丁目 12 番 1 号

設立年月日：平成 3 年 1 月 25 日

設 立 者：仙台市

基 本 財 産：4 億円（仙台市出捐）

●目的及び事業

当財団は、連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として、仙台市内のコミュニティの推進及び振興を図るために、定款で定める次の事業を行っています。

- ①コミュニティづくりに係る事業の助成
- ②地域文化施設の運営，地域文化活動及びその支援
- ③地域・生涯学習施設の運営，コミュニティ活動・生涯学習活動及びその支援
- ④児童厚生施設の運営，児童健全育成及びその支援
- ⑤移動図書館の運営及び図書サービスの提供
- ⑥交通の安全確保に資する事業
- ⑦勤労者の福祉の向上に資する事業
- ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業